

「生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて」 に対する意見募集実施



環境省の中央環境審議会水環境部会生活環境項目環境基準専門委員会において、環境基本法第16条に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準に関し、「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについて(報告案)」を取りまとめました。

報告案の内容については以下の通りです。

- 底層溶存酸素量を検討対象項目とする
- 透明度を検討対象とする

目標値として底層溶存酸素量が基準値 4.0mg/l 以上、3.0mg/l 以上、2.0mg/l 以上の3類型で、既存の類型指定は参考にするものの、別に類型指定を検討する事が適当と考えています。また、透明度については水生生物の保全の観点と親水利用空間の保全の観点からの設定が検討され、前者は保全対象種の必要透明度を目標値としています。例として、海域にてアマモを保全対象種として設定した場合、目標水深(Z)に対する透明度 = $0.95 \times Z$ というような設定方法になります。また、後者については、親水利用行為、全国的な知見、当該水域の現在の透明度を参考にしながら今後目標値を設定していくとのことでした。

なお、本報告案については平成 27 年 8 月 4 日～9 月 2 日の間でパブリックコメントが実施されました。

当社では、河川、海域、湖沼等の環境分析及び排水分析において多くの実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 8 月 4 日付 環境省報道発表資料
平成 27 年 8 月 4 日付 EIC ネット

環境計量箇所 清水圭介

